

令和7年度

天童市立蔵増小学校  
いじめ防止基本方針



天童市立蔵増小学校

# 目 次

令和4年度 天童市立蔵増小学校いじめ防止基本方針（概要）

## 天童市立蔵増小学校いじめ防止基本方針

### I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 基本理念と目的	1
2 いじめの定義・態様	1
3 いじめの基本認識	2
4 学校及び職員の責務	3

### II 学校いじめ対策組織及び関係機関との連携

1 学校いじめ対策組織の設置	3
2 運営について	3
3 活動	4
4 関係機関との連携	4

### III 学校いじめ防止プログラム年間計画

### IV いじめ防止の在り方

1 未然防止	6
2 早期発見	7

### V いじめに対する措置

1 いじめ対応の基本的な流れ（事案対処マニュアル）	9
2 各担当者の役割	10
3 いじめ認知時の緊急対応	11
4 いじめと認知した場合の具体的な対応	12
5 継続した指導体制の確立	13
6 ネット上のいじめへの対応	14

### VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味	15
2 基本的な姿勢	16
3 重大事態発生時の基本的な流れ	16

### VII 学校における点検・評価・見直し

1 学校評価を通して	17
2 教員評価を通して	17
3 いじめ防止基本方針の公表と見直し	17

# 天童市立蔵増小学校いじめ防止基本方針

## ■ I ■ いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 基本理念と目的

児童はかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていくことが本校の願いである。学校においては、児童に自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのちの教育」を大切にを進めていく必要がある。

いじめ問題は、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。本校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、いじめ未然防止・早期発見・事案対処の在り方・組織的対応等に取り組んでいく。

### 2 いじめの定義・態様

#### 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校いじめ対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあるが、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、学校教育は集団の中で生まれ、児童も、集団の中で成長していくものである。関わりの中ではいろいろな感情が生まれ、ときには感情をぶつけ合うこともある。私たちは、それらの関わりについても互いに解消にむけて、乗り越えさせていくことも大事な「いのちの教育」と捉えている。

#### 【おもないじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ いじめを見て見ぬふりをされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否か判断する
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合 等

### 3 いじめの基本認識

#### 【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校いじめ対策推進法 第4条)

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。

取組みにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組む必要がある。いじめの特質について、教職員が押さえておかなければならない基本認識は以下のとおりである。

#### 【基本認識】

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4 学校及び職員の責務

### 【学校及び教職員の責務】

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。  
(学校いじめ対策推進法 第8条)

教職員としてその責務を果たすために、次の3点に心がける。

- ① 的確な児童理解と情報の収集に心掛け、「未然防止・早期発見」に係る不断の努力をする。
- ② 担任一人で決して抱え込まず、小さなことでも「組織」で迅速且つ丁寧に対応していく。
- ③ 管理職をはじめ、教職員の「いじめに関する危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して対応能力を高める。

## ■ II ■ 学校いじめ対策組織及び関係機関との連携

### 1 学校いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の設置（推進法22条）

#### (1) 目的

- ① 児童への援助や支援を通して、一人一人の児童を健全に育成する。
- ② いじめや問題行動の発生や予防について、支援を必要としている児童の早期発見に努め、問題の早期改善と解消を図る。

#### (2) 構成メンバー

校長、教頭、教務、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、保健主事、養護教諭、当該学年担任を常とする。また、校長の判断により、PTA代表者、学校評議員代表者、その他必要と判断した人の出席を要請する。さらに、天童市教育委員会の支援を受けて校外専門家等を要請する。

(校外専門家例：スクールカウンセラー、県スクールソーシャルワークコーディネーター、学校医、人権擁護委員、弁護士、医師、警察官経験者等)

### 2 運営について

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づき取り組み、具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

- ③ いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめなど問題行動が発生した時、緊急の会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の決定と保護者との連携などの対応を組織的に行う。
- ⑤ 教育相談について、理解と指導力向上のための研修の機会を設ける。
- ⑥ P T A、市教委、校外関係機関、専門機関と十分に連携し問題の改善解消にあたる。

### 3 活動

#### (1) 生徒指導委員会の実施

いじめをはじめとする問題行動が発生したときには緊急に生徒指導委員会を開き、児童の命を守り、問題の解消に万全を期す。

#### (2) 児童と担任が語る会（すくすくウィーク）の実施

1 学期： 7 月

2 学期： 1 1 月

3 学期： 必要に応じて個別に実施

※すくすくウィーク以外にも担任は必要に応じて、個別に面談を行う。

#### (3) 児童を語る会の実施

マネジメントタイムにテーマをもって児童個々の学校生活全般にわたって情報交換し、指導支援のあり方について話し合う。語る会は定例の他に、担任などの求めに応じて臨時に行う。

#### (4) 「心のアンケート」や hyper Q-U、児童・保護者アンケートからの実態把握

「心のアンケート」や県実施の「いじめアンケート」、hyper Q-Uアンケート、学習評価（児童）などを計画的に実施し、学級における児童のおかれている心持ちを把握し支援・指導に生かす。

### 4 関係機関との連携

いじめの態様や程度によっては関係機関との連携を図りながら解消する。

#### (1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

いじめが犯罪行為と認識される場合や生命、身体または財産に重大に被害が生じる恐れがあるとき。

#### (2) 天童市及び教育委員会との連携

いじめ事案については定期の調査報告及び必要に応じて市教委に報告し、指導助言を受ける。重大事態が発生した場合は、調査組織等の指示を受ける。協力して解消に向けて取り組む。

### 天童市の主な調査組織

- ① 天童市いじめ問題対策連絡協議会
- ② 天童市いじめ問題専門委員会
- ③ 天童市いじめ重大事態再調査委員会

また、年1回「すこやか巡回相談」を行い、児童の様々な気質や障がい等を判断し、教職員で共有し指導に生かす。

### ■ III ■ 学校いじめ防止プログラム年間計画

		校内対策（全体）	P T A、校外、その他
一 学 期	4月	・生徒指導委員会の開催 ・児童を語る会 ・心のアンケート ・個別面談	・ P T A総会 学級懇談会 ・学習参観
	5月	・児童を語る会 ・hyper Q-Uアンケート	・三中学区小中連携研修会
	6月	・いじめアンケートの実施、実態把握及び支援指導（すくすくウィーク実施） ・児童を語る会	・三中小中連絡会 ・いじめ発生予防研修会 ・学級懇談会
	7月	・学校評価（教職員） ・児童を語る会 ・すこやか巡回相談 ・学習評価（児童） ・学校評議員会	
二 学 期	8月	・児童を語る会 ・hyper Q-U分析研修会	
	9月	・心のアンケート ・児童を語る会	
	10月	・児童を語る会 ・hyper Q-Uアンケート ・学校保健委員会	
	11月	・いじめアンケートの実施、実態把握及び支援指導（すくすくウィーク実施） ・児童を語る会	
	12月	・学校評価（児童・保護者・地区民・教職員） ・児童を語る会 ・保護者面談 ・学習評価（児童）	
三 学 期	1月	・児童を語る会	
	2月	・心のアンケート ・学校評議員会 ・児童を語る会	・学習参観 学校評価説明 学級懇談会
	3月	・いじめ問題総括評価 ・引き継ぎ・学習評価（児童）	・中学校への引き継ぎ

## ■IV■ いじめ防止の在り方

### 1 未然防止

いじめ問題において、居心地の良い学級づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、児童一人一人が認められ、互いに思いやることのできる学校づくりに取り組んでいく。

また、教師一人一人がわかりやすい授業に心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むようにする。

その上で、「いじめの未然防止」に向けた以下の取組みを不断に行う。

#### (1) 市の施策「いのち」を大切にし、挑戦し創りだす子供を育てる学校教育の推進

いじめ等の生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、hyperQ-Uアンケート、いじめ未然防止等の講師を招聘して研修会を実施する。

#### (2) 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

第6次山形県教育振興計画を受け、本校の課題を解消するための重点を明確にし、様々な「いのちの教育」の事業を学校・家庭・地域で展開していく。

#### (3) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

本校では、児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ① 日常的な会話や観察を充実させるとともに、学校全体で、定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録や日記等により、児童理解に努める。
- ② 家庭や地域にいじめに関する情報を発信するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。
- ③ 学校、PTA、地域、関係機関等が連携し、インターネットなどのメディアに関する研修会を実施し、児童にも周知することで、ネット上のいじめの抑止力につなげる。
- ④ 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年など複数の目で組織として対応できる体制を整える。
- ⑤ 教育的諸課題等から、特に配慮が必要な児童について、学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。(発達障がい、海外から帰国した児童、性同一障がい、被災児童等)
- ⑥ 学級集団等の状況を常に把握・点検するとともに、hyperQ-Uアンケートを活用し、いじめを生む土壌に発展しないか分析する。

⑦ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して危機管理対応能力を高める。

**(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。**

道徳教育推進教師を中心に全職員が学校の教育活動を通して道徳教育を行う。特に、主として人とのかかわりに関すること、主として集団や社会とのかかわりに関することを重点として取り組み、道徳的実践力を高める。

また、全校朝会での教職員の講話や学級の朝の会帰りの会などを活用して、道徳的実践力を高める。

**(5) 特別活動（児童会活動等）を積極的に推進する。**

学級経営充実のために、学級活動等でよりよい生活づくりや人間関係づくり、日常の生活や学習への適応などに取り組む。

児童会では、各委員会の主体的な活動を中心に自ら生活の課題に気づかせ、協力して解消しようとする態度や各種行事の立案や実践により集団への所属感を高めたりする。

**(6) 教職員の資質向上に努める。**

校内研修の場を設け、担任力、特に生徒指導力の向上を目指す。教師の言動もいじめの引き金になる可能性も忘れない。

**(7) いじめに関する調査研究をもとに研修を行う。**

各種いじめに関する資料をもとに研修し、未然・再発防止に役立てる。

## 2 早期発見

いじめの早期発見のために、いじめへの迅速な対処が前提として、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは教職員や大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつことが大事である。また、教職員が自己保身のためにいじめを隠したり、普段のありがちな事案について軽視したりすることがないように積極的にいじめを認知していく。

いじめの早期発見をおこなうには、定期的なアンケート調査等や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る体制をつくることが必須である。

### 【早期発見のための具体的な取り組みの推進】

**① 児童が相談しやすい環境づくり**

＜連絡帳やノート等の活用＞

休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童間でやり取りする連絡帳や日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして情報を収集する。併せて、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係づくりに努める。

#### ＜いじめの実態を把握する「心のアンケート」の実施＞

いじめの実態を把握する「心のアンケート」を年3回(学期に1回)実施し、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。そして、気になるサインをキャッチした場合は、いじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取り、継続的に注視していく。

#### ＜相談窓口の設置と周知＞

児童及びその保護者に、学校の相談窓口(主に担任や養護教諭等)や他機関の相談窓口(天童市教育委員会654-1111【内線823】、県教育センター(023-654-8383)等を周知し、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを理解させる。

### ② 校内教職員間及び学校・家庭・地域の「いじめ情報」を共有する体制づくり

日常的に児童について語る雰囲気づくりを大切にするとともに、「気になる児童」については、担任一人で抱え込むことなく、校内に設置している組織の中で、他の教職員と情報を共有し、全職員目で当該の児童を観察する。さらに、学校からいじめ等に係る情報を家庭や地域に対して適切に提供するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

### ③ インターネット等の情報の収集

早期発見の観点から教育委員会や学校、PTA、関係機関等が連携し、学校や児童にかかわるインターネット上の情報に関心をもち、トラブルの早期発見に努める。特に、スマートフォン・携帯等ネット上のいじめの未然防止と適切な対応について留意する。児童に、情報モラル等の指導を繰り返し行う。また家庭との連携を徹底し、フィルタリングやネットパトロール等について研修を重ねていく。

## ■V■ いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案内容に応じ、家庭や教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携する。

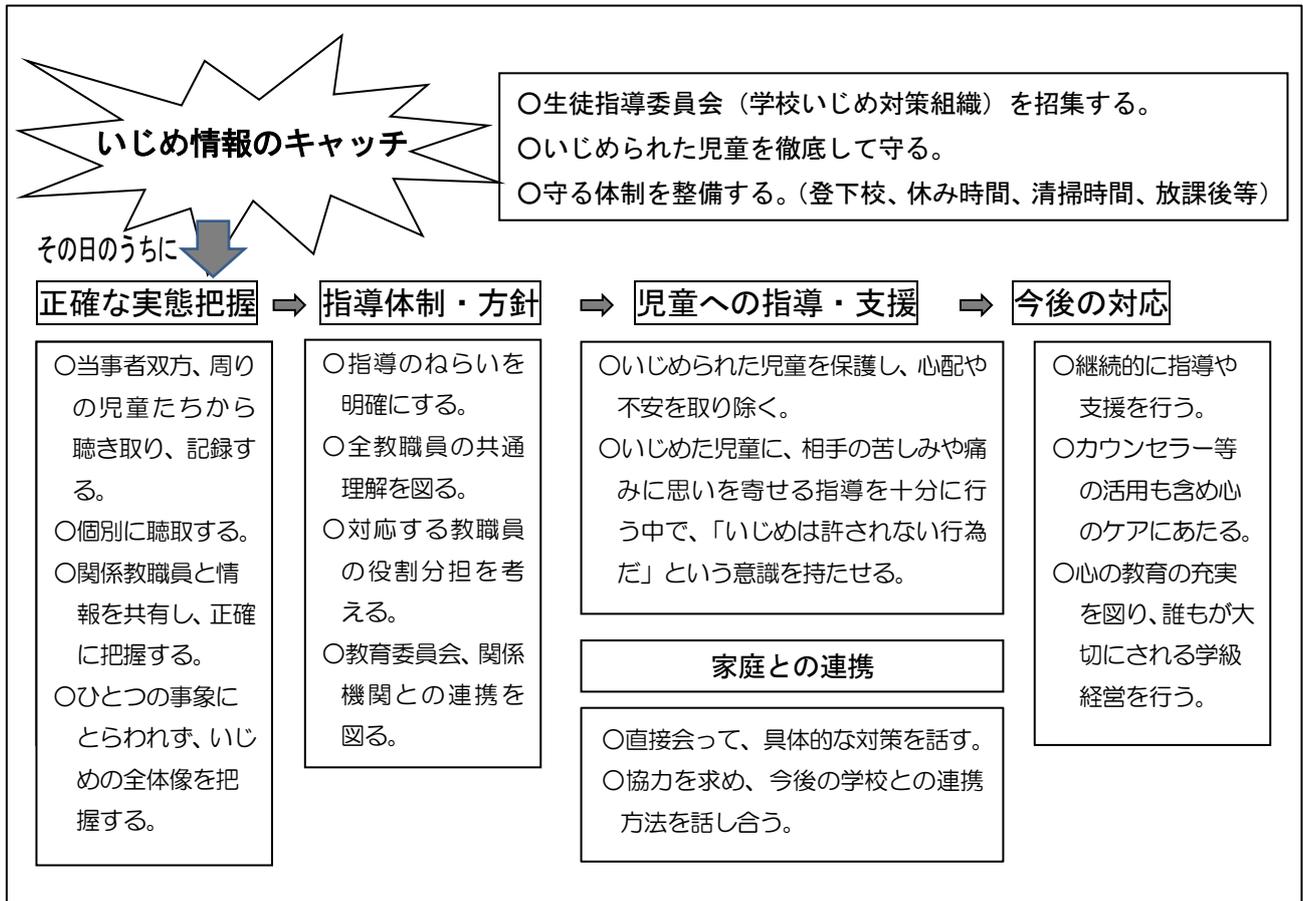
このため、教職員は普段からいじめを把握した場合の対応のあり方について、理解を深め、また、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ(事案対処マニュアル)

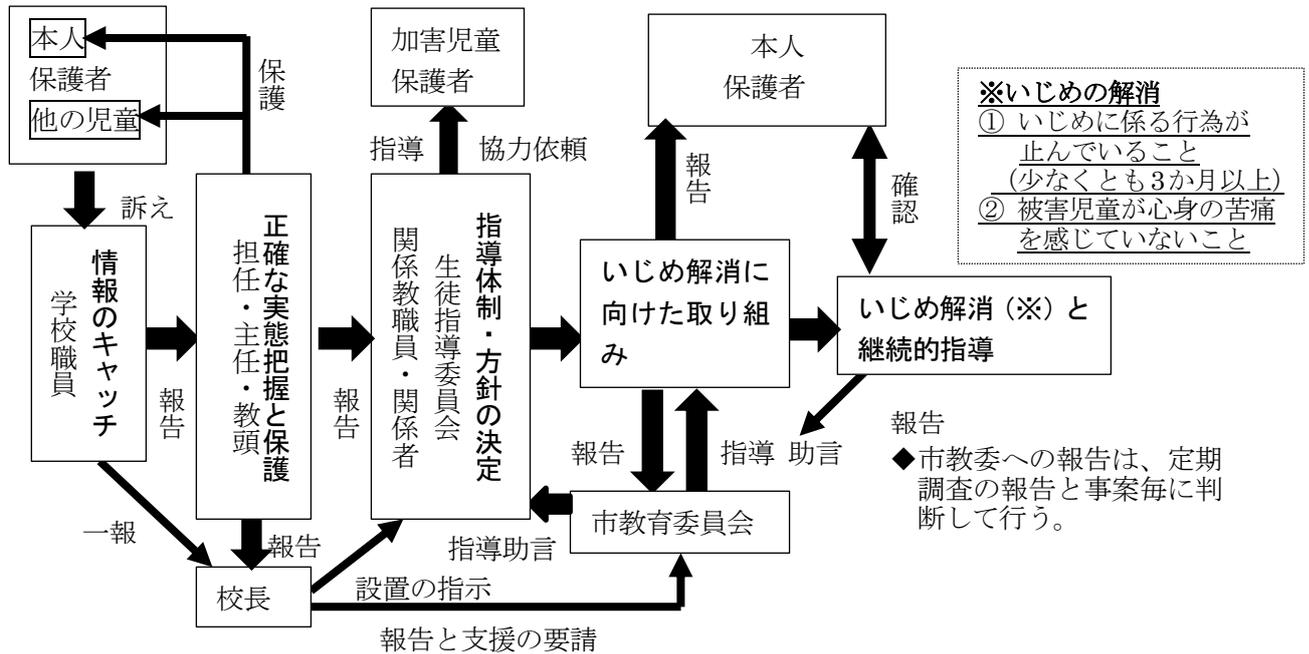
いじめを認知した場合、又はいじめと疑われる事案を認知した場合、躊躇なく校長及び校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、次の内容を検討・決定し、組織的に事案の対応に当たる。

- ①指導体制・方針 ②当該いじめにかかわる児童に対する具体的な指導・支援等の対応  
③家庭との連携の在り方 ④今後の対応や実践についての検証方法

校長は事実確認の結果について、責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



## いじめ解消までのフローチャート



## 2 各担当者の役割

職名・担当	役割
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体指揮</li> <li>市教委への報告と支援要請</li> <li>※報告については緊急性がある事案とする。</li> <li>生徒指導委員会開始の指示</li> </ul>
教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>各職員への具体的指示</li> <li>指導体制や指導方針の作成</li> <li>生徒指導委員会の運営支援</li> <li>渉外窓口 (市教委・PTA・マスコミ対応も含む)</li> <li>保護者対応</li> </ul>
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任の支援 (該当学年への支援)</li> <li>情報の収集</li> <li>校内対応の連絡調整</li> </ul>
認知職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の一時保護</li> <li>管理職・生徒指導主任・該当担任へ報告</li> </ul>
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任と共に事実の確認及び管理職へ報告</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会の運営</li> <li>・情報の収集</li> <li>・保護者対応</li> <li>・児童への全体指導</li> </ul>
該当学年担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の保護、心のケア</li> <li>・生徒指導主任と共に事実の確認及び管理職へ報告</li> <li>・保護者への連絡、対応</li> </ul>
各担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級児童への指導、心のケア</li> <li>・情報の収集</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当児童の保護、心のケア</li> <li>・肉体的ないじめ行為の有無の確認</li> <li>・必要に応じて応急処置、病院等への連絡</li> </ul>
主査・担外職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の支援</li> <li>・来校者への接遇、物品の準備等</li> </ul>

### 3 いじめ認知時の緊急対応

○ 個人でなく組織での速やかな対応、正確な事実確認、プライバシーにも十分配慮した対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、当該児童を保護し、いじめに関わっている加害関係者に適切に指導をする。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

#### (1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ① 他の児童の目に触れない場所や時間を慎重に配慮する。
- ② いじめられている児童と情報を伝えた児童からの事実確認は別の場所で行う。
- ③ 上記の児童を守るために、教職員の目の届く体制（見守り）を整備する。

#### (2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの行為を行った児童からその経緯や心情を聞き取る。
- ② 周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。
- ③ 保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ④ 管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

## 4 いじめと認知した場合の具体的な対応

### ○ 被害児童及びその保護者、加害児童及びその保護者への対応

いじめを認知した場合、担任・教頭（生徒指導主任）による家庭訪問等により、即日中、迅速に保護者へ事実関係を伝える。徹底して守り通す・秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

#### (1) いじめられた児童に対して

##### 児童に対して

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 最後まで守り抜くこと。秘密を守ることを伝え、安心させる。
- ③ 解消するまで取り組むことを伝える。
- ④ 自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 保護者に対して

- ① 発見したその日に、家庭訪問を行い面談し、事実確認を行う。教職員は複数（教頭・当該担任を基本とする）で対応する。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携をとりながら、解消するまで取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### (2) いじめた児童に対して

##### 児童に対して

- ① いじめた気持ちや状況について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。また、いじめ行為が人権を脅かす重大な行為であることを認識させる。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

##### 保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し理解してもらおう。また、いじめられた児童の保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解消を図ろうとする思いを伝える。
- ② 学校側の基本的な考えを示し、「いじめは決して許されない行為である」とい

う毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- ③ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

※ いじめられた児童の保護者といじめをした児童の保護者を会わせることなどは勝手に行わず、管理職の指示に従うこと。

### (3) 集団へのはたらきかけ

いじめを見て見ぬふりをしたり同調したりした児童に対しては、いじめ行為と同じであることを認識させ、指導する。また、いじめを見たり聞いたりした場合は自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### **周りの児童に対して**

- ① 同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、決して許されないことを理解させ、いじめた児童と同様に指導する。
- ② いじめを見ていた児童に対しては、いじている児童にとって、傍観するその姿勢が暗黙の指示と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させる。
- ③ いじめを止めることはできなくても、教員や保護者、他の児童に知らせることが必要であることを指導する。
- ④ 自分の問題として捉えさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらよいのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、勇気を持ち正しい行動ができるように指導する。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることをしっかり理解させ、いじめが絶対に許されない行為であり、防止しようという態度をいきわたらせるように指導する。

## 4 継続した指導体制の確立

いじめの解消は、単に当事者間の謝罪等だけで済ませるのではなく、校内組織でいじめの解消に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるまで継続して指導する。次の2つの要件が満たされ、かつ必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月以上）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない（被害児童本人及び保護者の確認）

## 継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じて指導を継続的に行う。
- ② 教育相談、日記、手紙、連絡帳などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信・自己肯定感を取り戻させる。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機にし、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりを強化する。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

### (1) ネット上のいじめの実態を知る

#### ① ネット上のいじめ

「ネット上のいじめ」とは、スマートフォン・携帯電話、パソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりする等の方法により、いじめを行うものである。

#### ② ネット上のいじめの類型

##### ア 掲示板・ブログでの [ネット上のいじめ]

- ・ 掲示板・ブログへの誹謗・中傷の書き込み
- ・ 掲示板・ブログへ個人情報を無断で掲載
- ・ 特定の児童になりすましてインターネット上で活動する

##### イ メールでの「ネット上のいじめ」

- ・ メールで特定の児童に対して誹謗・中傷を行う
- ・ チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- ・ なりすましメールで誹謗・中傷を行う

##### ウ SNSを利用したネット上のいじめ

##### エ その他

### (2) ネット上のいじめの未然防止

#### ① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、ICT支援員を活用した校内研修をするなどインターネット等に

関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

② 家庭・地域、PTAとの連携

学校と家庭・関係機関が連携・協力しメディアに関する研修会を行い、「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行なう。

(3) 早期発見・早期対応

① 早期発見の取り組み

- ア SNS やネット上のいじめのサインをキャッチする。
- イ SNS やネット上のいじめについて相談体制を整備する。
- ウ 教育委員会や関係機関から情報を収集し、早期対応に努める。
- エ その他

② 早期対応への取り組み

- ア SNS やネット上のいじめを発見した場合、児童や保護者と相談する。
- イ 書き込み内容や掲載内容の確認をする。
- ウ 掲示板等の管理者に削除依頼をする。
- エ 掲示板等のプロバイダに削除依頼をする。
- オ 削除依頼しても削除されない場合は、内容に不備がないか確認し、再度依頼する。それでも削除ならない場合、警察、法務局、地方法務局に相談する。

③ 関係機関との連携

- ア 警察と連携する。
- イ 法務局・地方法務局と連携する。

■ VI ■ 重大事態への対処

1 重大事態の意味《「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照》

【重大事態の意味】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(学校いじめ対策推進法 第28条)

「生命、心身又は財産に重大な被害」と想定されるケース

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

「相当の期間学校を欠席する」とは

・年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合はこの限りではない。

上記の他に、児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった時には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断することなく、市教委に報告し相談する。

## 2 基本的な姿勢

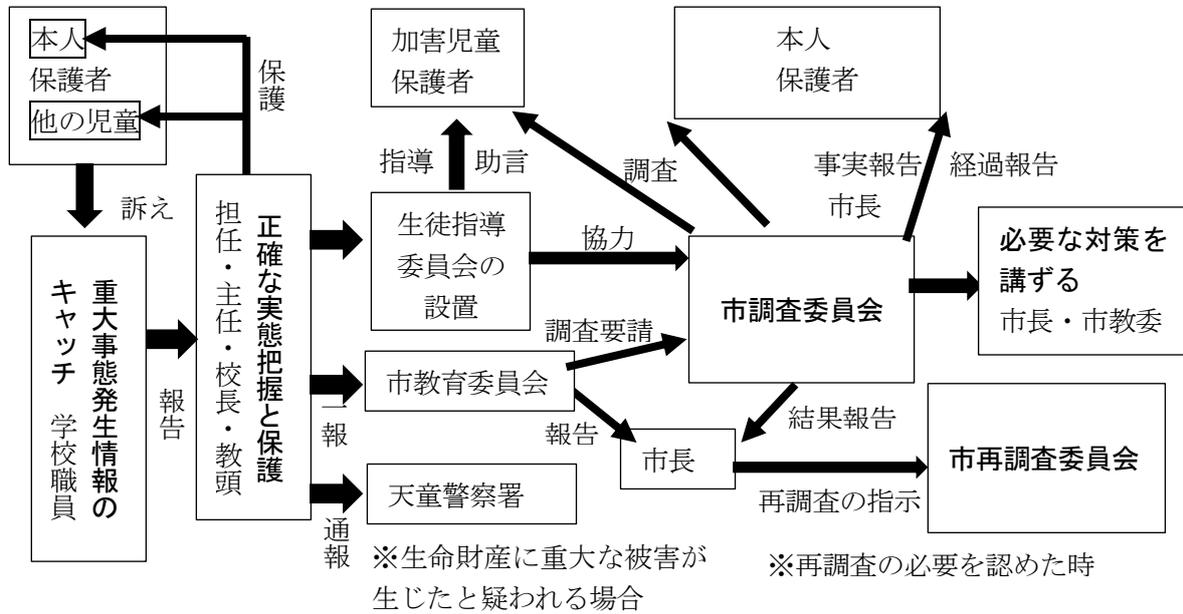
- ① いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- ② 児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- ③ 調査は迅速かつ計画的に行う。
- ④ 児童と保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- ⑤ 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

## 3 重大事態発生時の基本的な流れ

- (1) 重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した場合、校長は市教委に報告し、また、市教委を通じて天童市長に報告する。学校での事案については、迅速に生徒指導委員会立ち上げ、市教委と連携しながら対応する。
- (2) 重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合、校長は直ちに天童警察署に通報する。
- (3) 市教委又は学校は、重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (4) 調査の主体は市教委又は学校とする。（市教委が判断）但し、事案の特性や被害を受けた児童や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では公正に対処及び同種の事態の発生の防止に十分な効果が得られない、若しくは学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断された場合は、市教委が調査を行う。市教委が行う場合は、第三者の参画を得て、当該調査の公平性や中立性を保つようにする。学校で調査する場合でも、市教委の指導のもと実施する。市教委が行う場合「専門委員会」を調査の組織とする。調査実施の際の留意点として、被害を受けた保護者等の十分な理解を得ながら、児童のプライバシーに十分配慮する。
- (5) 市教委及び学校は当該児童及び当該保護者に調査結果及び必要な情報を提供する。情報の提供の際は、他の児童のプライバシー保護に配慮する。
- (6) 調査結果については、市教委を通じて市長に報告する。  
調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるように配慮する。
- (7) 天童市長は、報告を受け、再調査の必要があると認めるときに再度調査を行

- う。その組織は「再調査委員会」とする。
- (8) 天童市長および市教委は必要な対策を講ずる。

### 重大事態が発生した場合の対処のフローチャート



※市教委への報告は、速やかに行う。

## ■ VII ■ 学校における点検・評価・見直し

### 1 学校評価を通して

学校評価の目的を踏まえ、いじめ防止に対する具体的な取り組みや達成状況を、PDCAサイクルで検証し評価する。

### 2 教員評価を通して

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応をしているかなどを評価していく。

### 3 いじめ防止基本方針の公表と見直し

国や県、天童市のいじめ防止基本方針（以下方針）を受け、蔵増小学校の方針は校長が立案する。年度初めのPTA総会等で保護者に示し、いじめ防止の協力をお願いする。

基本方針は毎年見直し、また、国や県、市の方針が変更されたときは、本校の方針について変更の必要があると認められた場合も、見直しを行う。